

令和 8 年 2 月 16 日
青森県健康医療福祉部
健康医療福祉政策課

災害救助法による救助の終了について

令和 7 年 1 月 28 日の青森県東方沖を震源とする地震に関し、下記のとおり災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を終了したので、同法第 2 条第 3 項に基づき公示する。

記

1 適用日

令和 7 年 1 月 28 日

2 終了地域

三沢市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町

3 終了日

令和 8 年 2 月 13 日